

容器包装リサイクル法に基づく  
第6期目黒区分別収集計画

平成22年6月

目 黒 区



# 目次

1.	計画策定の意義.....	1
2.	基本的方向.....	1
3.	計画期間.....	2
4.	対象品目.....	2
5.	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第1号).....	2
6.	容器包装廃棄物の排出抑制の方策に関する事項(法第8条第2項第2号).....	3
7.	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に関する分別の区分(法第8条第2項第3号).....	4
8.	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(法第8条第2項第4号).....	5
9.	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法.....	5
10.	分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号).....	6
11.	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号).....	7
12.	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項(法第8条第2項第7号).....	7

## 1. 計画策定の意義

東京都から清掃事業の移管を受けた平成12年度から丸10年が経過しました。この間、目黒区は、持続可能な循環型社会の形成に向けて、3R(リデュース・リユース・リサイクル)の考え方を基本に、ごみの減量やリサイクルの施策を着実に進めてきました。

特に、平成20年10月からは、プラスチックのリサイクルを推進するため分別排出区分を変更し、資源5品目(ペットボトル・プラスチック製容器包装・びん・缶・古紙)の分別回収を全てのごみ集積所に拡大して毎週1回実施するとともに、サーマルリサイクルによるプラスチック混合可燃ごみ収集を開始しました。

その結果、平成21年度のごみ量・資源回収量は、対平成12年度比で、ごみは20%以上の減少、資源は逆に30%近くの増加となる見込みです。区民や事業者に不用物の発生抑制と分別排出が浸透し、ごみと資源を合わせた総量を抑制したことにより、ごみから資源への移行が進んでいます。

一方で、依然として、ごみの中への容器包装廃棄物の混入も多く見られることから、持続可能な循環型社会を形成していくためには、家庭ごみの6割(容積比)を占める容器包装廃棄物を対象に、ごみの発生抑制や資源の有効活用を更に推進していくことが必要です。

こうした状況の中、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(容器包装リサイクル法、以下「法」という。)第8条第1項に基づき策定する本計画の確実な推進により、消費型社会から循環型社会への転換に貢献することが期待できます。

また、事業者、区民及び行政が責任と役割を分担することによって、再商品化義務等を負う事業者の拡大生産者責任に基づく行動や、排出者となる区民の意識やライフスタイルの見直しの実現に結びついていきます。さらに石油等の資源・エネルギーの消費抑制による温室効果ガス削減と地球温暖化防止にも寄与することができます。

第8条第1項:市町村は、容器包装廃棄物の分別収集をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、三年ごとに、五年を一期とする当該市町村の区域内の容器包装廃棄物の分別収集に関する計画を定めなければならない。

## 2. 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向は次のとおりです。

- 「ともにつくる みどり豊かな 人間のまち」の実現をめざす目黒区の基本構想のもと、「目黒区一般廃棄物処理基本計画～快適で誇りの持てる循環型のまちめぐろ～」と整合をとりながら本計画を実施します。
- 事業者、区民及び区は、環境問題への認識を深め、生活様式や事業活動のあり方を見直し、社会経済システムを循環的な仕組みに変えることを目指して、それぞれの責任と役割を果たし相互の連携を図りながら施策を推進します。
- 生産・消費・廃棄の各段階で、発生抑制、再使用、再生利用、熱回収、適正処分の優先順位に従い、容器包装廃棄物の削減と再資源化を推進します。

- 環境への負荷削減効果、再商品化技術の進展と再生製品への需要、収集運搬及び処理のコスト等を総合的に考慮して、容器包装廃棄物の分別収集を推進します。
- 国内における容器包装リサイクルの円滑かつ効率的な実施を確保するため、原則として、目黒区内で回収した使用済みのペットボトルやプラスチック製容器包装等は財団法人日本容器包装リサイクル協会(以下「指定法人」という。)に引き渡します。
- 一般廃棄物処理事業に係るコスト分析の標準的な手法として環境省から示された「一般廃棄物会計基準」や、東京二十三区清掃一部事務組合が実施する「廃棄物処理原価算定」を利用して、容器包装廃棄物の分別収集を含む事業全体の効率化を推進します。
- この分別収集計画に示される資源回収量などの情報や、計画達成に向けた容器包装廃棄物の3Rの促進方策などを公表し、区民や事業者と一体となって、循環型社会の形成に取り組みます。

### 3. 計画期間

本計画の計画期間は、平成23年4月から平成28年3月までの5か年間とし、3年ごとに改定します。

### 4. 対象品目

本計画の対象となる容器包装廃棄物は、次のとおりです。

- アルミ製容器
- スチール製容器
- ガラス製容器(無色)
- ガラス製容器(茶色)
- ガラス製容器(その他の色)
- 飲料用紙製容器(紙パック)
- 段ボール製容器
- ペットボトル
- プラスチック製容器包装

### 5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第1号)

計画期間における目黒区での容器包装廃棄物の排出量見込みは次のとおりです。

(単位：t/年)

年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
容器包装廃棄物の合計	19,171	19,060	18,906	18,769	18,615

## 6. 容器包装廃棄物の排出抑制の方策に関する事項(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制を促進するために、次の施策を実施します。

### (1) 「めぐろ買い物ルール」の普及

消費するとごみになるものを暮らしに取り込む身近な行為である「買い物」に着目した、区民や事業者を中心とする「めぐろ買い物ルールを広める会」の活動を介して、簡易包装や詰替型容器の販売又は購入を促進します。

- ブログ運営による情報発信
- 区主催イベント等でのPR活動
- テーマソング「ごみごみ あ！ ミ〜ゴ」の歌と踊りの実演による啓発
- めぐろ買い物ルール参加店舗の拡大

### (2) 家庭ごみ有料化の検討

引続き、家庭ごみ有料化についての議論の素地を作るため、関連情報を収集し、これを区民に提供することにより相互のコミュニケーションを図ります。他区との連携を強化し、共通認識を深めます。

- 先進事例の調査研究、合意形成手法の研究
- 区民とのきめ細かな意見交換
- 他区及び東京二十三区清掃一部事務組合との意見調整
- 基礎データ収集と具体的な有料化制度の検討

### (3) さまざまな環境学習機会の提供

保育園・幼稚園・小学校や公共施設を拠点にした地域の団体等に対して、着ぐるみのごみ減量キャラクターやスケルトン清掃車両等を駆使した出前講座や、清掃リサイクル関連施設の見学会等を実施しながら、3Rの意義や、循環型社会の実現に向けた環境学習を展開する。

### (4) 徹底したPR・啓発の展開

めぐろ区報、めぐろ環境・清掃ニュース「エコロめぐろ」、ホームページ等を積極的に活用し、区民・事業者に対して、ごみ量・資源回収量の推移、容器包装廃棄物の回収から最終製品までのリサイクルの流れ、清掃リサイクル事業の経費等に関する情報提供・啓発を充実させ、意識の向上や日常での実践を促進します。

また、単身向け集合住宅など、排出実態調査で明らかになった、適正な排出の割合が低い特定層に対して、ターゲットを絞った効果的なPRを展開していきます。

平成21年度に実施した組成分析調査結果を見ると、依然として、資源となり得るものが燃

やすごみの中には約28%、燃やさないごみの中には約10%混入しており、今後も継続して分別の向上を目指したPRに努めます。

(5) 3R推進キャンペーン等の事業者との協調・連携

春秋に展開している3R推進キャンペーンやマイバッグ・ノーレジ袋の普及キャンペーンを通じて、売り手(大規模小売店舗や商店会等)と買い手(消費者)双方の環境意識の向上を図り、容器包装廃棄物の減量を推進します。

(6) 再使用に関する取り組みの継続

リターナブルびんの流通を支えるために、引き続きびんの専用回収容器(黄色のコンテナ)による分別回収を維持拡大します。高齢化やごみ集積所の分散化に対応して、区民が自主管理しやすい型式のコンテナの採用についても調査研究します。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に関する分別の区分(法第8条第2項第3号)

分別収集を行う区分は次のとおりです。

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分
主としてアルミ製の容器 主としてスチール製の容器	缶
主としてガラス製の容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他の色のガラス製容器	びん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	ペットボトル以外のプラスチック製容器包装

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(法第8条第2項第4号)

計画期間における分別区分ごとの回収量見込みは次のとおりです。

(単位：t/年)

容器包装の種類	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
主としてアルミ製の容器	421	432	433	433	434	
主としてスチール製の容器	519	510	501	502	493	
無色のガラス製容器	合計量	1,067	1,079	1,072	1,073	1,064
	(引渡し量)	1,067	1,079	1,072	1,073	1,064
	(独自処理量)	0	0	0	0	0
茶色のガラス製容器	合計量	509	510	511	512	512
	(引渡し量)	509	510	511	512	512
	(独自処理量)	0	0	0	0	0
その他の色のガラス製容器	合計量	1,057	1,050	1,042	1,034	1,035
	(引渡し量)	1,057	1,050	1,042	1,034	1,035
	(独自処理量)	0	0	0	0	0
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	69	98	128	158	187	
主として段ボール製の容器	3,621	3,523	3,402	3,298	3,193	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	合計量	1,008	1,011	1,022	1,024	1,005
	(引渡し量)	1,008	1,011	1,022	1,024	1,005
	(独自処理量)	0	0	0	0	0
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	合計量	2,173	2,463	2,802	3,200	3,597
	(引渡し量)	2,173	2,463	2,802	3,200	3,597
	(独自処理量)	0	0	0	0	0
回収見込み量の合計	10,444	10,676	10,913	11,234	11,520	

注：ガラス製容器、PET製容器及びプラスチック製容器包装の欄は3段書きとし、

上段は分別収集で得られる分別基準適合物の合計量、

中段は指定法人への引渡し見込量、

下段は区が独自に契約する再資源化事業者への引渡し量を示します。

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

資源とごみの排出総量の実績、外国人登録者を含めた人口の推移、平成20年10月から



区内全域で開始したプラスチック製容器包装等の分別回収とサーマルリサイクルのためのプラスチック混合可燃ごみ収集が定着した時点での排出組成比率、びん・缶・ペットボトルの容器間での代替状況などを基礎にして、各計画年度における資源とごみの排出量や容器包装廃棄物の処理方法別の流れを推計し、前表のとおり品目ごとの回収見込み量を算定しました。

## 10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

分別収集は、地域住民による資源回収活動を支援しながら、区が主体となって現行の体制を活用して実施します。併せて、容器包装を利用又は製造する事業者等の自主回収を促していきます。

分別区分ごとの収集・運搬段階及び選別・保管段階での実施者は次のとおりです。

分別収集する容器 包装の種類	収集に係る 分別区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
アルミ製容器 スチール製容器	缶	・委託業者による分別回収	民間業者
無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他の色のガラス製容器	びん	・委託業者による分別回収	区のストックヤードで選別した後、民間業者の施設で保管等を委託
飲料用紙製容器	紙パック	・委託業者による公共施設等からの拠点回収 ・地域団体等による集積所等を活用した集団回収	民間業者
段ボール製容器	段ボール	・地域団体等による集積所等を活用した集団回収 ・区による定期的な分別回収	民間業者
ペットボトル	ペットボトル	・委託業者による分別回収 ・委託業者による小売店店頭からの拠点回収	民間業者の施設で選別保管を委託
ペットボトル以外のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	・委託業者による分別回収	民間業者の施設で選別保管を委託

## 11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)

- びんについては、目黒区の2カ所のストックヤードで選別・減容した後、民間施設で保管等を行います。
- 缶、紙パック、段ボールについては、民間施設において選別等を行います。
- ペットボトル及びペットボトル以外のプラスチック製容器包装については、一般廃棄物処理施設の許可を有している民間施設において、選別保管を行います。

## 12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項(法第8条第2項第7号)

- 段ボールを含む古紙について、平成23年度を目途に、行政主体の分別回収から町会・自治会等が主体となった集団回収へ回収方式を一元化していきます。そのため、回収の頻度や場所など排出する側である区民の利便性に配慮しながら、集団回収が拡大するように地域への支援や、回収業者への指導を充実していきます。  
さらに、紙パックについても、住区センター等の拠点回収に加え、町会・自治会での集団回収で資源回収が普及するように支援します。
- びん・缶・ペットボトル・プラスチック製容器包装の回収や再資源化のための選別等については、効率性や経済性も併せ考え、最適な資源回収の方法や手段を常に追求して、必要な見直しを行います。
- 平成18年6月に容器包装リサイクル法が改正されて、再商品化の合理化に寄与する程度を勘案して市区町村に金銭が支払われる資金拠出制度が創設され、平成20年4月に施行されました。また、平成20年10月からは目黒区内全域でプラスチック製容器包装等5品目を資源として分別回収しています。  
こうした状況を踏まえて、できるだけ多くの良質な資源を回収するために、廃棄物となる最上流の段階で区民が適正排出できるように、分別ルール of 普及啓発に努めていきます。
- 容器包装のリサイクルに係る市区町村の役割分担が、再商品化の義務が課せられている特定事業者と比べて過重になっています。拡大生産者責任の原則に立って、特定事業者が分別回収や選別保管に係る経費についても一定割合を負担するように、引き続き法制度の見直しについて全国知事会等を介して国に要請していきます。
- プラスチック製容器包装の再商品化は、指定法人が毎年実施する入札によって、指定保管施設ごとに再商品化事業者(即ち再商品化手法)が決定されます。この入札制度では、どの登録事業者が落札しても円滑に再商品化できるように「引き取り品質ガイドライン」等で引取り基準が決められています。このことにより必要以上に高い品質が求められるため、選別の際に残渣が増え、分別基準適合の引渡量が伸び悩み、高い選別委託料を負担しなければならず、遠距離輸送による環境負荷が増大するなど、問題が多くな

っています。

現在国の審議会で議論が進められている「プラスチック製容器包装に係る再商品化手法の検討」状況を踏まえながら、目黒区民の生活状況、選別保管施設的能力、再商品化施設までの運搬距離等を考慮しながら、区が再商品化手法を独自に選択できるような仕組みに見直すよう、これまでも国や関係機関に要請してきましたが、今後も機会を捉えて要請していきます。

- ポリバケツなど容器包装以外のプラスチック製品については、現行制度上、再資源化を進める仕組みが整備されていません。これらの廃プラスチックについては、拡大生産者責任(EPR)の原則に基づき、事業者による自主回収や再商品化の仕組みが整備されるべきだと考えています。他区や都などと連携しながら、国や業界団体への継続した働きかけを行なっていきます。